

家庭裁判所への書類の提出について(審判・調停事件の場合)

佐賀家庭裁判所

原則として、裁判所に提出された書類は相手にも開示されます。

相手に知られたくない情報は、裁判所に提出しないでください。

相手に知られたくない情報が書かれた書類を提出する必要がある場合

相手に知られたくない情報の部分を**黒塗り(マスキング)**したものをコピーするなどして読み取りができないようにして提出してください。

【書類の例(裁判所に提出する必要がある書類の一部に相手に知られたくない情報(裁判所に伝える必要がないもの)がある)】

- ・源泉徴収票(勤務先を黒塗り)
- ・診断書(医療機関名を黒塗り) など

黒塗り(マスキング)で対応ができない場合

例外

「**非開示の希望に関する申出書**」に必要事項を記入して、書類と一体(ホチキスで留める)として提出してください。(注1, 2, 3)

【書類の例(裁判所に伝える必要がある情報が記載されている書類)】

- ・連絡先等の届出書(住所や電話番号を非開示希望)
- ・回答書や主張書面(非開示希望部分を別に作成するなど特定する。)
- ・住民票写し(住所を非開示希望) など

申立書には、例えば、知られてもよい同居時の住所や実家の住所などの記載が可能

(注1)「**非開示の希望に関する申出書**」が提出されても、**裁判官の判断により相手に開示されることがあります。**

(注2)「非開示の希望に関する申出書」は、必要な都度、**提出書類ごとに提出する必要があります。**

(注3)「非開示の希望に関する申出書」が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うことになります。